

A T C株式会社
指定福祉用具 アットキュア

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 重要事項説明書
- 利用契約書
- 個人情報使用同意書
- 緊急連絡先使用同意書

利用者様氏名： _____ 様

□重要事項説明書

(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービス)

2024年4月1日現在

1. 事業者の概要

事業者名称	ATC株式会社
代表者氏名	代表取締役 湯川 拓摩
本社所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中6-19-2
連絡先	TEL : 044-948-4001
	FAX : 044-322-9164

事業所名称	指定福祉用具 アットキュア
事業者指定番号	1475203368
事業所所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中6-19-2
管理者	湯川 拓摩
連絡先	TEL : 044-948-4001 FAX : 044-322-9164
通常の実施地域	市に届出の通り

2. 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	1名
専門相談員	2名（常勤2名）

3. 営業時間

区 分	平 日	土曜日・日曜日・祝祭日
営業時間	9:00～18:00	休 日

(注) 年末年始(12/29～1/3)は「休日」の扱いとなります。

4. 事業の目的

要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定福祉用具貸与等を提供することを目的とする。

5. 運営の方針

利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう努めます。

また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

6. サービスの内容

(1) 「福祉用具貸与」及び「介護予防福祉用具貸与」は、要介護者または要支援者が必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険制度上のサービスです。

(2) 事業者は、本契約期間中、厚生労働大臣が定めた種目の中から必要と認められる福祉用具について、候補となる複数製品の説明を行い、作成した福祉用具サービス計画に基づき貸与をします。福祉用具サービス計画書は利用者および介護支援専門員に交付します。

7. 利用料等

(1) 利用料の算出方法は以下のとおりです。

契約開始日	1～15日	1か月分	16日～末日	半月分
契約終了日	1～15日	半月分	16日～末日	1か月分

但し、貸与契約の開始と終了が同じ月内に行われた場合は、1か月分の利用料になります。

(2) 利用者負担額は、ご利用月の翌月に口座から引落としをさせていただきます。引落日については、別紙預金口座振替依頼書をご参照下さい。また、契約終了月については、レンタル商品を回収する際にお支払いいただきます。

(3) 介護保険給付対象外のサービスとなる場合（サービス利用の全部及び一部が区分支給限度基準額を超える場合を含む）には全額自己負担となります。介護保険給付対象外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援相談員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。また、利用者が法定受領代理サービスの利用ができず、利用者から費用の全額（10割）を徴収した場合、利用者の償還払い申請に供するようサービス提供証明書を発行し被保険者に交付します。

(4) 基本的に搬入搬出費用はサービス料金に含まれております。但し、以下の場合にはその活動に要した料金をご負担いただくことがあります。

- ・ 搬入搬出に特別な作業を必要とする場合
- ・ 通常の事業実施地域以外への搬入搬出（1kmあたり100円）
- ・ ご利用者様のご都合による貸与品の移動等

(5) 月額利用料金に変更が発生した場合は、少なくとも改訂がされる1ヵ月前に事業者は、利用者へ書面を持って通知します。

8. 虐待防止のための取り組み

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	湯川 拓摩
-------------	-------

(2) 虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。

(3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

9. 事故発生時の対応方法

(1)事業者は、利用者に対する福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、担当ケアマネージャー、緊急連絡先(訪問時にご家族が不在の場合)、市区町村等に連絡を行う等の必要なような措置を講じます。

(2)当事業所が利用者に対して行うサービス提供にともなって事業者の帰すべき事由により事故が発生した場合、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害賠償を速やかに行います。

(3)事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとします。

相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記窓口で対応いたします。

事業者の窓口

事業者名称	指定福祉用具 アットキュア
苦情相談窓口	湯川 拓摩
所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中6-19-2
電話番号	044-948-4001
受付時間	平日 9:00~17:00

市区町村の窓口

苦情相談窓口	川崎市中原区役所 高齢・障害課
電話番号	044-744-3217

苦情相談窓口	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係
電話番号	045-329-3447

提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無：無

□利用契約書

（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービス）

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、福祉用具貸与サービス、介護予防福祉用具サービスを提供します。

第2条（福祉用具貸与サービス）

1. 本契約において、「福祉用具貸与サービス」とは、事業者が専門知識に基づいて適切な福祉用具の選定に関する相談・助言を行い、利用者に応じて選定されたレンタル商品を生貸するサービスをいうものとします。
2. 本契約において「福祉用具」とは、利用者の心身の機能を補い又はその介助に必要な福祉機器・介護用品をいうものとします。

第3条（レンタル契約期間）

1. レンタル開始日及び契約期間は、「福祉用具貸与サービス・介護予防福祉用具貸与サービス利用契約書」記載のとおりとします。
2. レンタル期間満了の1週間前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合は、この契約は更に1ヵ月間同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第4条（レンタル料及び支払い方法）

1. レンタル料は「重要事項説明書、福祉用具貸与サービス・介護予防福祉用具サービス利用契約書」に記載のとおりで、1ヵ月の利用料金です。
2. 「福祉用具貸与サービス・介護予防福祉用具貸与サービス」に記載のレンタル料単価（月額）については、契約締結時点における消費税を加算した金額であり、法改正等により消費税率が変更になった場合には、税率の変更に合わせて単価（月額）が自動的に修正されるものとします。
3. サービス利用料金は1ヵ月ごとに計算し、ご使用月の翌月に「預金口座振替依頼書」に記載された日に、ご指定の金融機関の口座から引き落としをさせていただきます。また、契約終了月についてはレンタル商品の回収時にお支払いいただきます。
4. レンタル契約の起算日が月の15日以前の場合については月額レンタル料金の全額を、16日以降の場合には月額レンタル料の2分の1を請求させていただきます。
5. レンタル契約の期間満了による契約の終了、契約者によるレンタル契約の中途解約または第13条に基づき事業者が契約を解除する場合は、レンタル契約期間の満了日、解約日または解除日が月の15日以前の場合については月額レンタル料の2分の1を、16日以降の場合には月額レンタル料の全額を請求させていただきます。但し、第13条第2項第1号及び第2号の場合は、同条第3項に従うものとします。また、解約月のレンタル料について、レンタル商品の回収時にお支払いいただきます。
6. レンタル契約の起算日と解約日または解除日が同じ月内の場合には、月額レンタル料の全額を請求させていただきます。
7. 本契約に基づく福祉用具貸与サービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、契約者は、サービス利用料金から保険給付額を差し引いた差額分をサービス利用料金として支払うものとします。但し、介護保険給付対象外のサービスとなる場合（サービス利用の一部が区分支給限度基準額を超える場合を含む）には全額自己負担となります。

第5条（契約者による中途解約）

1. 契約者は、レンタル商品が不要になった場合には、契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の1週間前までに事業者へ通知するものとします。
2. 前項の場合には、契約者は第4条第5項及び第6項の算定方式により算出したレンタル料金を事業者へ支払うものとします。

第6条（サービス従業者）

1. 本契約において「サービス従業者」とは福祉用具専門相談員、事業者が福祉用具貸与サービスを提供するために使用する者をいうものとします。
2. 事業者は、福祉用具に関する専門的知識を有し、契約者及び介護者に対して適切な相談・支援等を行うことができる従事者を選任し、福祉用具レンタルサービスの提供にあたるものとします。

第7条（レンタル商品の選定・変更、提供の中止）

1. 事業者は、レンタル商品の選定にあたって、福祉用具専門相談員によって利用者の心身・生活の状況、福祉用具を設置・使用する環境等について聴取するものとします。
2. 事業者は、前項の聴取に基づいて、契約者に対して適切な福祉用具について説明を行い、契約者と協議してレンタル商品を選定します。この場合に、事業者は必要に応じて利用者の主治医等に助言・指導を求めることができます。
3. 事業者は、契約者の要請に応じて、レンタル商品の使用状況並びに利用者の心身・生活の状況等を確認するものとします。
4. 前項の結果又は医師・居宅介護支援事業者の助言・指導に基づいて、レンタル商品の変更もしくは提供の中止の必要があると認められた場合には、事業者は契約者と協議してレンタル商品を変更し又はその提供を中止するものとします。
5. 事業者は、利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援業者への連絡調整等の援助を行います。

第8条（契約者の義務）

1. 契約者は、事業者の承諾を得ることなくレンタル商品の仕様変更、加工、改造等を行うことはできません。
2. 契約者は、事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。
3. 契約者は、転居、入院、死亡等、レンタル商品の利用状況に変更があった場合には、速やかに事業者に通知するものとします。

第9条（レンタル商品の納品および回収）

1. 事業者は、レンタル商品を利用者へ引き渡すにあたって、サービス従業者によって組立て・設置を行い、レンタル商品の作動具合及び利用者への適合状況を確認するものとします。
2. 事業者は、レンタル商品を利用者に引き渡すにあたって、契約者及び利用者に対してレンタル商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、取扱説明書を交付するものとします。
3. 事業者は、本契約の終了又はレンタル商品の交換・変更等により契約者からレンタル商品の回収を受けた場合には、速やかにレンタル商品を回収するものとします。

第10条（レンタル商品の修理・交換）

1. 契約者もしくは利用者は、本契約に定めたレンタル商品と異なる機種が納品され又は使用中のレンタル商品について故障・破損が発生したことを発見した場合には、速やかにこれを事業者へ通知し、事業者は当該レンタル商品について修理又は交換を行うものとします。
2. 前項の修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとします。但し、契約者が事業者の提示・説明に反してレンタル商品を使用したために故障・破損が発生した場合には、当該修理又は交換にかかる費用は契約者が負担するものとします。

第11条（その他の義務）

1. 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与サービスの実施について記録を作成し、2年間は保管するとともに、契約者の要請に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
2. 事業者は、福祉用具貸与サービスの提供のために準備した福祉用具及びその消毒・保守点検・運搬等について、安全衛生を踏まえて適切な管理を行うものとします。

第12条（個人情報保護）

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者や家族に関する個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

第13条（契約の解除）

1. 契約者は、事業者が以下の事由に該当する場合には、本契約を解除することができます。

①事業者が正当な理由なく本契約に定める福祉用具貸与サービスを実施せず、契約者又は利用者の請求にもかかわらずこれを実施しようとししない場合。

②事業者が第12条に定める条項に違反した場合。

③事業者が、契約者もしくは利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

2. 事業者は、契約者が以下の事情に該当する場合には、本契約を解除することができます。

①契約者によるサービス利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、事業者の相当期間を定めた催告があったにもかかわらずこれが支払われない場合。

②契約者又は利用者が第8条に定めた義務に違反し、又は著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

③レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区域外へ移転する場合。

3. 前項第1号及び第2号の場合には、契約者は、契約が終了する利用月について所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。又、前項第3号の場合には、契約者は、第4条第5項及び第6項に定める料金算定方式に応じて、所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

第14条（契約終了）

契約の有効期間中、以下の事由が生じた場合には、本契約を終了するものとします。

①利用者が死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合。

②地震・噴火等の天災その他契約者の責に帰すべからざる事由によりレンタル商品が消失、又は破損し使用できなくなった場合。

第15条（事故発生時の対応方法）

1. 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、担当ケアマネージャー、緊急連絡先（訪問時にご家族が不在の場合）、市区町村等に連絡を行う等の必要なような措置を講じます。

2. 当事業所が利用者に対して行うサービス提供にともなって事業者の帰すべき事由により事故が発生した場合、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害賠償を速やかに行います。

3. 事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとします。

第16条（事業者の損害賠償責任）

事業者は、レンタル商品の故障・欠陥により、もしくは福祉用具貸与サービスの実施に伴って又は第12条に定める個人情報保護に違反して、契約者又は利用者の生命・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとします。

第17条（損害賠償がなされない場合）

福祉用具貸与サービスの実施にともなって、事業者の責に帰すべからざる事由によって生じた障害は賠償されません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負いません。

①契約者が、利用者の疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、レンタル商品の選定に必要な事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。

②利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した福祉用具貸与サービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。

③契約者・利用者が事業者及びサービス従業者の指示・説明に反し又は第8条第1項の定め反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

第18条（契約者の損害賠償責任）

事業者は、契約者の故意又は過失（第8条第1項に定める義務の違反を含む）によって、レンタル商品が消失し、又は回収したレンタル商品について通常の使用状態を超える極度の破損・汚損等が認められる場合には、契約者に対して補償費もしくは弁済費相当額の支払いを請求することができます。

第19条（協議事項）

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとします。

第20条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、横浜地方裁判所川崎支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（反社会的勢力排除）

1 事業者および利用者は、相手方に対して、本契約が締結された日および将来にわたり、自己または自己の役員および従業員が次の各号に該当する者または団体（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、保証します。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治活動、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者

2 事業者および利用者は、合理的理由に基づき相手方が次の各号に該当すると判断した場合、何らの催告なしに本契約を解除することができます。

- （１）反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
- （２）自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合
 - （ア）違法なあるいは相当性を欠く不当な要求
 - （イ）有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - （ウ）情報誌の購買など執拗に取引を強要する行為
 - （エ）被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為
 - （オ）その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為

- （３）相手方に対して、自身が反社会的勢力である、または、関係者である旨を伝えるなどした場合

3 事業者および利用者は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負いません。

□個人情報使用同意書

（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービス）

1. 個人情報の利用目的

- ・利用者に福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービスおよび特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売をするため医師、介護支援専門員、その他関係者への連絡調整等。
- ・選定提案書、サービス計画書等の作成。
- ・請求事務。
- ・ご家族等への利用者の心身の状況及びサービスの利用状況の説明。
- ・その他、利用者が利用するサービスの提供に必要な事項。

2. 個人情報の利用条件

- ・事業者は、個人情報の利用は1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ・事業者は、個人情報を使用した会議（TV電話等での会議を含む）、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例示）

- ・利用者の氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況、その他一切の利用者や家族個人に関する情報。

4. 個人情報を利用する期間

- ・契約日より、契約終了日までとする。

5. プライバシーポリシー

- ・利用者及びその家族に関する秘密の保持について

①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の content とします。

- ・個人情報の保護について

①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当学会等（TV電話等での会議を含む）において、利用者の個人情報を用いせん。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、担当学会等で利用者の家族の個人情報を用いせん。

②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じ、開示を検討することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

□緊急連絡先利用同意書

私は、ATC株式会社が #REF! 様（以下「利用者本人」といいます）

へのサービス提供・主治医及び医療機関との連携の過程において、又サービス担当者会議において、緊急時の利用者本人以外の連絡先として、私の連絡先等を利用者本人の契約の有効期間中用いることに同意します。

第一連絡先

住 所

氏 名

続柄

連絡先

第二連絡先

住 所

氏 名

続柄

連絡先

同意日 年 月 日

私は、本書面により、重要事項説明書、サービス利用契約（利用料金含む）、個人情報使用同意書、緊急連絡先利用同意書について、ATC株式会社より説明を受け、前記のすべてに対して下記の署名又は記名をもって同意します。

本契約を証するため、本書二通を作成し、利用者（必要な場合はご家族又は代理人）、事業者が署名又は記名+押印の上、一通ずつ保有するものとします。

利用者	氏名	
	住所	〒 —
	電話番号	
家族 又は 代理人氏名		・利用者との関係： ・代筆の理由：書字が難しい・その他（ ）

当事業者は、以上の契約の内容について利用者へ説明しました。当事業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービスを誠実に責任をもって行います。

事業者	神奈川県川崎市中原区上小田中6-19-2 A T C株式会社 代表取締役 湯川 拓摩		
担当事業所	指定福祉用具 アットキュア 神奈川県川崎市中原区上小田中6-19-2 TEL : 044-948-4001 FAX : 044-322-9164 管理者 湯川 拓摩		説明者 #REF!

【契約内容や重要事項等の変更・追加】

私は、福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービスの契約内容や重要事項等の変更・追加について、指定福祉用具アットキュアより説明を受け、以下の記載された変更内容に同意します。

変更内容	年 月 日		
利用者（家族又は代理人）	家族の場合 続柄：		
代表者	代表取締役 湯川 拓摩	説明者	

変更内容	年 月 日		
利用者（家族又は代理人）	家族の場合 続柄：		
代表者	代表取締役 湯川 拓摩	説明者	

変更内容	年 月 日		
利用者（家族又は代理人）	家族の場合 続柄：		
代表者	代表取締役 湯川 拓摩	説明者	

